

航空法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案参照条文

○ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）  
（耐空証明）

第十条 国土交通大臣は、申請により、航空機（国土交通省令で定める滑空機を除く。以下この章において同じ。）について耐空証明を行う。

2～4 （略）

5 前項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、次に掲げる航空機については、設計又は製造過程について検査の一部を行わないことができる。

一 第十二条第一項の型式証明を受けた型式の航空機（初めて耐空証明を受けようとするものに限る。）

二 政令で定める輸入した航空機（初めて耐空証明を受けようとするものに限る。）

三 耐空証明を受けたことのある航空機

四 第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした航空機

五 第二十条第一項第五号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした装備品を装備した航空機（当該装備品に係る部分に限る。）

6 第四項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、前項の航空機のうち次に掲げるものについては、現状についても検査の一部を行わないことができる。

一 前項第一号に掲げる航空機のうち、第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る製造及び完成後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第四項の基準に適合することを確認した航空機

二 前項第一号に掲げる航空機のうち、政令で定める輸入した航空機

三 前項第三号に掲げる航空機のうち、第二十条第一項第三号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る整備及び整備後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第四項の基準に適合することを確認した航空機

7 （略）

(事業場の認定)

第二十条 国土交通大臣は、申請により、次に掲げる一又は二以上の業務の能力が国土交通省令で定める技術上の基準に適合することについて、事業場ごとに認定を行う。

一 航空機の設計及び設計後の検査の能力

二 〇七 (略)

二〇五 (略)

(航空機に備え付ける書類)

第五十九条 航空機(国土交通省令で定める航空機を除く。)には、左に掲げる書類を備え付けなければ、これを航空の用に供してはならない。但し、第十一条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合は、この限りでない。

一〇四 (略)

(手数料の納付)

第三百三十五条 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)を除く。)は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 (略)

二 第十条第一項の耐空証明を申請する者

三 第十二条第一項の型式証明を申請する者

四 第十六条第一項の修理改造検査を受けようとする者

五 (略)

六 第二十条第一項の認定を申請する者

七〇二二 (略)

(職権の委任)

第三百三十七条 (略)

2 (略)

3 この法律の規定により国土交通大臣の権限に属する事項で次に掲げるものは、政令で定めるところにより、防衛庁長官に委任するものとする。

一 第九十四条ただし書、第九十四条の二第二項ただし書、第九十五条ただし書、第九十六条第一項及び第三項並びに第九十七条第一項に規定する事項であつて、政令で定める飛行場の航空交通管制圏並びに当該航空交通管制圏及び政令で定める飛行場の航空交通情報圏に接続する政令で定める進入管制区に係るもの

二 四 (略)

4 (略)

○ 航空法施行令 (昭和二十七年政令第四百二十一号) (抄)

第六条 航空法第三百一十一条第二号に掲げる航空機は、同法第二百二十七条ただし書の許可に係る航空機であつて、同法第二百二十六条第一項第一号に掲げる航行と接続して本邦内の各地間において航行を行うものとする。ただし、同法第五十九条第一項第一号の規定の適用については、同法第二百二十七条ただし書の許可に係る航空機とする。

第八条 航空法の規定により国土交通大臣の権限に属する事項であつて、同法第三百三十七条第三項の規定により防衛庁長官に委任するものは、別表の上欄に掲げる飛行場に係る同表の下欄に掲げる事項とする。

2 (略)

○ 航空法関係手数料令 (平成九年政令第二百八十四号) (抄)

(耐空証明等に係る手数料の額)

第二条 法第三百三十五条第二号から第六号までに掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第一のとおりとする。ただし、同表第一号から第三号までの証明又は検査において騒音又は発動機の排出物の実測を行う場合にあつては、当該各号に掲げる額に別表第二に掲げる額を加算した額とする。

○ 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（抄）

（法第七百一条の三十四第三項第二十四号の施設）

第五十六条の三十九 法第七百一条の三十四第三項第二十四号に規定する政令で定める施設は、航空法第百条の許可を受けた者がその事業の用に供する施設のうち、国際路線に就航する航空機の使用する公共の飛行場に設置される格納庫、運航管理施設、航空機の整備のための施設その他国際路線に係る同法第二条第十六項に規定する航空運送事業（以下本条及び第五十六条の六十四において「航空運送事業」という。）の用に供する施設で総務省令で定めるもの（これらの施設が国際路線に係る航空運送事業の用と国内路線に係る航空運送事業の用とに併せ供される場合には、これらの施設のうち国際路線に係る航空運送事業に係るものとして総務省令で定める部分に限る。）とする。

○ 税関関係手数料令（昭和二十九年政令第六十四号）（抄）

（不開港への出入についての許可手数料）

第一条 関税法（以下「法」という。）第二十条第一項（不開港への出入）に規定する許可を受ける者が法第百条第一号（手数料）の規定により納付すべき手数料の額は、不開港への出入一回につき、外国貿易船にあつては、その純トン数一トンまでごとに三十六円、外国貿易機にあつては、その自重一トンまでごとに五百円（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条第一項の許可を受けた同法第二条第十六項に規定する航空運送事業（一の地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行うものに限る。）の用に供されているものにあつては、二百五十円）とする。

○ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（抄）

（関税を免除する物品についての免税等の手続等）

第十三条 （略）

2～4 （略）

5 法第十三条第二項に規定する政令で定める物品は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 専ら本邦と外国との間の旅客又は貨物の輸送の用に供される航空機及び専ら外国と外国との間の旅客又は貨物の輸送の用に供される航空機で、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十六項(定義)に規定する航空運送事業を営む者により保税地域から引き取られるもの(略)

○ 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号) (抄)

(特定設備等の特別償却)

第二十八条 (略)

2~8 (略)

9 法第四十三条第一項の表の第四号の上欄に規定する政令で定める航空運送業は、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十六項に規定する航空運送事業(一の地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行うものに限る。)とし、同表の第四号の中欄に掲げる政令で定める航空機は、当該航空運送事業の用に供される最大離陸重量が百四十トン以上の航空機(座席、音響機器、通信機器その他の部品及び装備品で当該法人がその部品及び装備品を指定して機内に装備するもの並びに予備発動機その他の予備部品を除く。)とする。

10~13 (略)

○ 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号) (抄)

(特定支出の支出等を証する書類)

第六百六十七条の五 法第五十七条の二第四項(給与所得者の特定支出の控除の特例)に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる支出の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 (略)

二 法第五十七条の二第二項第五号に掲げる支出 当該支出につき、これを領収した者の領収を証する書類その他の当該支出の事実及び支出した金額を証する書類並びに次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 航空機を利用する場合 その航空機に搭乗をした年月日及び搭乗区間につき、財務省令で定めるところにより、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十六項（定義）に規定する航空運送事業を営む者が証する書類

ロ （略）

○ 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（抄）

（輸取出引等の範囲）

第十七条 法第七条第一項第四号に規定する船舶又は航空機の譲渡若しくは貸付け又は修理で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十六項（定義）に規定する航空運送事業（次項第一号ロ及び第二号において「航空運送事業」という。）を営む者に対して行われる法第七条第一項第四号の航空機の譲渡又は貸付け

三 （略）

2・3 （略）

○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（抄）  
（指定公共機関）

第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。

一〜四十一 （略）

四十二 次に掲げる事業者のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの

イ〜ニ （略）

ホ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百二条第一項に規定する本邦航空運送事業者であつて、その経営する同法第二条第十六項に規定する航空運送事業がその運航する航空機の型式その他の事項からみて主として長距離の大量輸送の需要に応ずるものと認められるもの

へ〜ヌ （略）

○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

（所掌事務）

第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 百九 （略）

百十 航空路、航空交通管制、飛行計画及び航空機の運航に関する情報の提供に関する事

百十一 百二十七 （略）

百二十八 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき国土交通省に属させられた事務

（航空交通管制部）

第四十条 航空交通管制部は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第百十号（航空交通管制（航空路管制及び進入管制に限る。）及び飛行計画の

承認に係るものに限る。）及び第百二十八号に掲げる事務の全部又は一部を分掌する。

2 航空交通管制部の名称、位置及び所掌事務は、政令で定める。

3 6 （略）

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（航空交通管制部の名称及び位置）

第二百十九条 航空交通管制部の名称及び位置は、次のとおりとする。

（略）

（航空交通管制部の次長）

第二百二十条 各航空交通管制部に、それぞれ次長一人を置く。

2 次長は、航空交通管制部長を助け、航空交通管制部の事務を整理する。